

# 中世パリ大学神学マギステルたちの社会的経歴

— 1179-1320 —

松 浦 正 博

## 目 次

はじめに

I. 「神学マギステル」への道と現任教師職

II. 神学マギステルたちと高位聖職への登用

(1) 在俗僧マギステルたちの社会的経歴

(2) 修道士マギステルたちの社会的経歴

III. 諸教皇の大学政策と神学マギステルの社会的経歴

IV. むすびにかえて



# 中世パリ大学神学マギステルたちの社会的経歴

—1179年～1320年—

松浦正博\*

## はじめに

これまでの中世大学史は、主に大学の制度、内的組織、その知的貢献の面に関心を払って来た。しかしながら、最近になって「大学」をもっと拡がりをもったコンテキストの中で捉え直そうという研究がなされ始めている。その一つの研究方向が大学と社会との関連、大学の社会的機能に関するものである。

大学と社会との関わりについての研究は、「大学以前（大学人の社会的、地理的出自）と大学制度（学位制度の様々な要因による偏差）、および大学以後（大学出身者の社会的経歴）の三方向からグローバルに検討しなければならない。」<sup>1)</sup>との指摘があるが、とりわけ第三の視点は、大学と社会とのつながりをより直接的に明らかにしてくれるであろう。

本稿は、この第三の視点に立って、十二世紀末から十四世紀初頭にかけてのパリ大学神学マギステルたちの社会的経歴を跡付けることにより、パリ大学（神学部）がその時代の社会に与えた影響、及びその時代の社会が、何を大学に求めたかについて明らかにしようとするものである。

この主題を取り扱うためには、教師や学生を含む大学人のプロソポグラフィ（人名録）の整備が必要不可欠であるが、これまでどちらかと言えば等閑視されてきた。学生や教師の地理的・社会的出自をはじめ学位取得、大学以後の経歴を検討するためには欠かせない資料である<sup>2)</sup>。

幸いなことに、パリ大学に関してはグロリュエの学芸学部と神学部についての「人名録」が、十三世紀に限定されてはいるが、著わされている<sup>3)</sup>。

このグロリュエの『十三世紀神学部人名鑑』の記載内容について触れておくと、収録されている人名数は、修道会士172名（ドミニコ会士 71名、フランシスコ会士 51名、シトー会士 11名、ベネディクト会士 8名、Val-des-Ecoliers会士 6名、Mont-Saint-Eloi会士 4名、聖アウグスチノ隠修士会士 15名、カルメル会士 6名）及び在俗僧 134名である。総計306名。「人名録」の記述内容については、(1)略歴 (biographie) —生・没年、出身地、階層、教育歴とくに学位取得等—(2)著作 (œuvres) —当該マギステルの哲学、神学の著作〔表題と冒頭句が記されている〕及びその校訂本— (3) 参考文献 (bibliographie) が含まれている。

この『神学部人名鑑』を手がかりにして神学マギステルの現任教師たちの経歴を検討していくが、この資料について若干の留意点を指摘しておきたい。

まず、この人名録の情報の正確さの問題について、グロリュエは出来る限り正確かつ詳細な人名録を作成しようとしているが、彼自身も危惧しているように、脱落や不確実な記述も無としない。

\* 広島女学院大学 文学部助教授（大学教育研究センター客員研究員）

事実、フランシスコ会士マギステルについて調査したドゥッセは、この人名録の誤りを指摘し、新たな事実を付け加えている<sup>9)</sup>。また、1179年から1215年にかけてパリのマギステルたちの経歴を検討したボードウィンも、「人名鑑」の初期の情報についての再検討の必要性を挙げている<sup>9)</sup>。

しかし、確かに『人名鑑』の情報について、その正確さ完璧さといった点で多少の疑義はこのころのもの、現段階ではグロリュエの水準を超える人名録は未だ作成されていない。従って、彼の調査結果に依らざるを得ないであろう。

以上、グロリュエの人名録の問題点を考慮しつつ、十二世紀末から十四世紀初頭にかけての神学マギステルたちの現任教師職後の社会的経歴について検討していきたい。

## I. 「神学マギステル」への道と現任教師職

「大学における旅は、学生からバチェラー、バチェラーからドクター（ないしマスター）という階梯を下から上へと進むプロセスであった。」といわれるが、それは「学位」をもとめての旅であった<sup>9)</sup>。以下、神学部の最終学位 (magisterあるいはdoctor) 取得の階梯、学位取得後実際に教授活動に携わった現任教師 (magistri actu regentes) の役割、及び教授期間、神学部の講座をめぐる大学団、修道会、教皇の動きについて述べておきたい。

「学位」は、教育を批准し、地位を授けたといわれるが、その学位を取得するにはどのような階梯があったのか。十三・四世紀のパリ大学神学部の学位取得過程をみよう。

パリ大学の最初の公的規約といわれる1215年のそれでは、二十一歳で教養諸科のマギステル学位を取得したのち神学部に進むが、「何人も三十五歳になるまで、また少なくとも八年間勉学をなしたのでなければ、また熱心に書物について、しかも教室で講義を聴いたのでなければ、また公に自ら講義を行う以前に五年間神学の講義に出席したのでなければ、パリで講義をおこなってはならない。」<sup>9)</sup>とされ、最高十五年の勉学期間を経て、やっと神学の学位を取得することになった。

十三・四世紀、パリで神学マギステル (ドクトル) 学位を取得するには一般に次のような階梯を経なければならなかった。即ち、神学部に進んだ学生は、最初6年間「聴講者」として、聖書の講義〔4年間〕とペルトス・ロンバルドゥスの「命題集」の講義〔2年間〕に出席する。この修学を終え、二十六・七歳に達していることを条件に学部教授団の前に出頭し、四人の教授による試験を受ける。合格すればprimus cursusを講ずることが認められる。この時はじめてバカラリウスになり、この段階のバカラリウスを「聖書速修バカラリウス/クルソル (cursor)」あるいは「聖書正講義バカラリウス (biblicus ordinarius)」と称した。さらに三年後、クルソルは「試問」(tentativa) に臨み、その演習成績が教授たちの承認するところとなれば、「命題集」の正式の講読が許され、「命題集バカラリウス (sententiarius)」の段階に達する。彼は、九ヵ月間にわたって「命題集」の講読を行なう。それが終わると、「上級バカラリウス (baccalarius fomatus)」になり、大学団の「説教」を、また「コラッティオ (collatio)」と呼ばれる講演を行なわなければならなかった。こうしてバカラリウスの階梯をすべて了えると、彼が「居住・演習その他規約の定めるものをすべて十分に果たしたかどうか、在学中の彼の能力、性格、信仰に関する評価が免許を受ける」<sup>9)</sup>に値するか否かにつ

いて審査され、認められればパリの司教座聖堂教会カンケラリウスより「免許状 (licentia)」が授与された。

その後、教師組合に「受け入れ (inceptio)」られて、初めて神学マギステルあるいはドクトルになったのである。実にその修学期間は、十四・五年にも及んだ。これは他の上級学部である法学部、医学部のそれと比較して異例の長さであった。もちろん、時代によりまた在俗僧か修道士かによって多少年限の相違はあったが、基本的に勉学期間が長期に及んだことに変わりはない<sup>9)</sup>。

神学マギステルになると、様々な権利と義務を負うことになった。学芸学部の類推から彼らが最低二年の教授義務、即ち現任教師職期間を負ったと考えられる<sup>10)</sup>。但し、学芸学部ではこの義務規定は、十四世紀にはいると既に形骸化していたが。教師になると、実際に講義を行い、討論を主催し、説教を行わなければならなかった。こうした教授義務を果たすことと並んで、彼らは以下の権利を有していた。即ち、

- ① マギステルの講壇 (cathedra magistralis) にのぼる権利、教場を営む権利。
- ② 免許状授与またインケプティオのために志願者を推薦する権利。
- ③ 他の現任教師達とともに総会に出席し、ナシオ、学部、大学団 (の会議) に上程される問題について票決する権利<sup>11)</sup>。

等がそれである。

大学は「教会内の制度であり続けるべきである」という教皇庁の考え方の下、教皇の庇護を受けるとともに、全キリスト教世界の正統教義の擁護の責務を負わされることになった<sup>12)</sup>。

教皇たちがパリの神学部への支配を行使した手段のひとつが講座数の制限であったといわれるが、その意図は明確ではない。確かに、十三・四世紀に台頭してくる異端と戦うために、教会はより高度の教育を受けた神学者を必要としていたという状況はあるが。コートネイは、むしろパリ大学の方針の結果であったとしている。即ち、講座数を制限することにより、好ましい神学の教師—学生の比率を維持して教授職の収入を確保するためであった<sup>13)</sup>。後に、在俗僧たちは、修道士に対し「パリに学寮を持たぬ修道士」は教師組合への入会を認められず、修道士の各学寮は以後一人のマギステルと一つの教場で満足すべきこと、また学部が認めたマギステルの教場で講読した経験を持つバカラリウスでなければ講座担当者になれない (1252年) と講座数を制限したのも上記の目的の故であり、彼らの対立の一因になった<sup>14)</sup>。

神学の講座数が初めて明確に定められたのは、1207年教皇インノケンティウス三世 (位1198-1216) の時である。彼はパリ司教オドに宛てた書簡の中で「パリの神学部の教師数は、大学の必要性あるいは有用性がそのことをはからずも求める以外は八名を超えることのなきよう余は断固定めるものである。」<sup>15)</sup>と記している。この講座数制限に関する彼の意図は不明であるが、パリには教会の必要に供するに十分な神学の教師がいるべきであり、彼らの職務への敬意が減じられたり、教授が未熟な形でなされるほど多数は要しないとの彼の説明は、上記の教皇庁の方針を垣間見させてはくれる。

その後、神学の講座数は1221年までに12に増加し、1300年までに更に20を超える。そして、十四世紀中葉までに43にまでに達したであろうと考えられる<sup>16)</sup>。この増加の要因は、学生数の増大と修道会の必要によるところが大きかった。この点についてはのちに触れる。

神学部のこの講座数の制限、即ち現任教師数の制限は彼らの教授活動期間にどのような影響を与えることになったのか。

修道会マギステルの場合、その長さは修道会の指導者達の裁量によっていた。従って、そこには修道会の方針が反映することになった。修道会の現任教師は、基本的に新任の教師が現任教師職に就くと講座を彼に譲るといった形態をとった。何故なら、各修道会には一つの講座しか認められていなかったからである(ドミニコ会のみ二講座)。その結果、もとの現任教師は、学部や総会で発言権、投票権を持たないで教師としてパリの修道院に止まることもできた。

十三世紀中葉—各修道会が彼らの教育課程を大学の神学のそれに準拠させるべく組織させつつあった時期—、托鉢修道会の現任教師の平均教授期間は6.5年であった。シトー会等の修道会の場合、それより長く十年を超えた。

一般的に、十三世紀後半までに、古い托鉢修道会では二年から三年、新しい托鉢修道会では五年、他の修道会は、十年以上であった。ところが、十四世紀第一四半期以降、托鉢修道会・修道会ともに平均年数は二年であり、三年を超えることはほとんどなくなる。

在俗僧現任教師の場合、その教授期間は修道会の教師たちに比し一般に長期に渡っている。十三世紀の初期三十年間では、その平均期間は8, 7年、最長は24年間であった。時代が下るに従ってこの期間は長くなり、1266年から1290年の時期には12年平均であり、現任教師の20%は、20年あるいはそれ以上教授活動にとどまった。十四世紀初頭、その平均年数は減じた<sup>17)</sup>。

最後に指摘しておきたいのは、十四世紀を通じてパリの在俗神学者たちの現任教師職のパターンは、以下の二点において学芸学部の在俗教師たちの習慣と類似していたといわれる<sup>18)</sup>。先ず第一に、マギステルの講座を得た者のみが神学部の組合加入を認められた。このことは結果として、神学部への在俗者の受け入れを制限することになり、単に「受け入れ」られた教師と現任教師になる二つの道を準備することになった。前者の新任マギステルは、教会の行政上の重要な役職に就くことになった。この点については後述する。

第二に、少数のマギステルが現任教師としてパリに止まり数年の間学部の諸事を統括した。その統括責任者の中でもっとも重要であったのが、カンケラリウスと学部長(いずれも終身制)であった。

十三・四世紀、パリの神学部には二十代半ばのバカラリウス、三十代半ばの若い在俗及び修道会の現任教師から最年長者でおよそ三十年間現任職にある教師まで、様々な年齢層の人たちが、今日からみても教授活動に携わっていたことになる<sup>19)</sup>。

## II. 神学マギステルたちと高位聖職への登用

在俗僧及び修道会士マギステルたちの現任教師後の経歴、特に彼らの高位聖職への登用の意味について検討するのがここでの課題である<sup>20)</sup>。なお、ここでの職は、最終的なかつ最も高位と考えられる職位を示し、経過的なそれは考慮していない。

## (1) 在俗僧マギステルたち (magistri seculares) の社会的経歴

グロリユーは、在俗僧神学マギステルに関して総数で135名を挙げている。そのうち現任教師後の経歴が明らかな者は、131名である。

図表 I は、1200年以降について十年刻みで彼らの経歴を分類したものである。先ず「大学経歴」の欄は、パリや他所で現任教師職を続けた人たちを示す。第二欄の「大学外経歴」は現任教師後、大学を去り教会の役職—聖堂参事会長、大助祭、カンケラリウス等—toに就いた人たちを示している。第三欄は、枢機卿等の高位聖職に到達することに成功した人たちを表わす。

図表 I &lt;在俗僧神学マギステル達の経歴, 1167-1320年&gt;

年代	大学経歴	大学外経歴	高位聖職	不明	計
-1200	5	0	2	0	7
1201-10	4	2	3	1	10
1211-20	3	2	2	1	8
1221-30	4	2	1 1	0	17
1231-40	4	1	1	2	8
1241-50	5	1	1	3	10
1251-60	7	1	1	2	11
1261-70	5	1	1	3	10
1271-80	7	1	3	0	11
1281-90	8	0	1	5	14
1291-1300	2	0	1	1	4
1301-10	8	4	1	2	15
1311-20	3	0	1	2	6
計	65	15	29	22	131

\* Reuven Avi-Yonah, *Career Trends of Parisian Masters of Theology, 1200-1320*  
*History of Universities*, vol VI, (1986-87), Oxford, 1987, p.49  
 N. B. 高位聖職とは、枢機卿、大司教、司教、大修道院長、修道院長職を含む。

この図表から先ず窺えることは、131名の在俗マギステルのうちほぼ半数の65名が教授活動に携わり続けたということである。この数値は、のちに述べる修道士マギステルの場合(図表II参照)のそれ(60/155名)と比較して高い。しかしながら、教師職にとどまった在俗僧の相対数には時期によりかなりの増減がみられる。例えば、1201年~20年の間マギステルたちは、「大学経歴」以外の職を選択する、この傾向は1221年~30年の十年間に最大となっている。即ち、17名のマギステルのうち4名のみが教師職についているにすぎない、他の13名は大学以外の職に向っている。特にこの期間、高位聖職に就いた者が多い(枢機卿2名、大司教1名、司教8名)。それ以後大学以外の職に就く教師は、激減している。それと対照的に教授活動に入るマギステルが増加しているのが看取されよう。

この1230年以降の高位聖職に達するマギステルたちの減少（11名から1名へ）の理由は何か。直接的理由として以下の三点が指摘できる。

第一に、高位聖職に叙任されたマギステル数の減少と教授活動に携わったマギステルの相対的増加が対応しているということである。このことはマギステルが教師職以外に社会的地位を得ることができなかつた故に教授活動に専念せざるを得なかつたことを示す。確かに、この説明は理由の部分ではあるが、全体ではない。

第二に指摘できるのは、教師職を天職と見做し教会での栄達を拒否したマギステルの出現である。とくに、1231年以降高位聖職に叙任されながらもそれを拒否し教授活動に止まる例が6事例以上みられる。例えば、ガンのアンリの高弟でトマス・アクィナスと並んで盛期スコラ学時代を代表する神学者であったフォンテーヌのゴドフロワ（1306年没）は、1285年から1304年までパリで教授活動を行っていたが、その間1300年トゥルネの司教に叙任されるも、その職を拒否している。また何人かのマギステルは、高位聖職を忌避して修道会に入り教授活動を続けた。

第三は、1231年は、在俗僧マギステルの高位聖職叙任の激減の始まりを示している。この年は、大学の「大離散」というパリ大学全体を大きく揺るがす大事件が教皇グレゴリウス九世（位1227-41）の調停により解決した年にあたる。彼は、教書「諸学の父」を發布し、教授免許を授与するさいのパリのカンケラリウスの力を制限し、パリ大学の講義停止権を認め、種々の点において学徒たちを保護した。また、彼はパリ大学神学部教会の正統な教義の擁護者の役割を期待した。司教職に就くよりも、キリスト教世界全体のために真理を考究し、教え、定めることの重要性がマギステルに認識され始めたのである。従って、高位聖職に登るよりも教授職に止まることのほうが、高い社会的評価を受けるとともに、威信をもつことになったのである。

最後に、修道士マギステルの高位聖職叙任との関連も指摘できる。この点については、後述する<sup>21)</sup>。

## (2) 修道士マギステル (magistri regulares) の社会的経歴

創設間もない二つの托鉢修道会であるドミニコ会とフランシスコ会は、各々1217年、1230年にパリに来るが、直ぐに大学に入ることはなかつた。しかし、異端と戦い正統信仰を守り、宣べ伝えることを目的に創設されたドミニコ会は、早くから会士たちに神学教育を行なうとともに、新しい会士を学徒から補充するという方針をとっていた。そのために彼らは、自らの教育組織(studium sollemne, studium generale)を有し、それを大学制度に結びつけようとした。

最初、彼らはパリ大学に好意をもって受け入れられた。「最近、説教修道士と称されるある修道士が…神学の勉強を我々とともに熱心かつ謙虚な心構えで続けている。それ故、彼らは我々の快く受け入れられるところとなり、愛の腕のうちに親しく抱かれ、我々が居住用に彼らに譲った館に滞在している。」<sup>22)</sup>と、在俗僧たちは托鉢修道会の到来を歓迎している。

ところが、先の「大離散」(1229～31年)は、修道会士と大学との関係を一変させる。彼らは、大学の「団体」の基礎となった心的連帯に欠けていた。彼らは、修道会の利益のために行動し、また総会長の命令にのみ従い、大学団の決定に従わなかつた。また、教皇は彼らを教皇権に忠実な支持者と見ていた。それ故に以後、在俗マギステルと修道士マギステルとの間の様々な対立・抗争が惹



起する<sup>23)</sup>。このことは、彼らの経歴に反映されていくことになるであろう。

教皇の強力な支持の下、各修道会は神学部に講座を得ていく。まず、ドミニコ会が「大離散」を契機に二つの講座を、フランシスコ会も一つの講座を認められる。その後、シトー会(1259年)、Valle Scholarium会(1259年)、Mt.St.Eloi会、聖アウグスチノ隠修士会(1285年)、カルメル会(1295年)等が各々講座ずつ得ていった。

以下、これらの修道会マギステルたちの社会的経歴について検討していく。考察の対象は、総計172名のうち経歴の明らかな155名である。

図表IIは、1221年から1320年間の修道士マギステルたちの社会的経歴を示す。

図表II <修道士神学マギステル達の経歴, 1229-1320年>

年代	大学経歴	大学外経歴	高位役職	高位聖職	不明	計
1221-30	3	0	0	1	0	4
1231-40	3	0	0	0	0	3
1241-50	6	0	0	2	2	10
1251-60	8	2	1	4	3	18
1261-70	6	0	0	3	1	10
1271-80	7	2	5	3	2	19
1281-90	7	1	5	5	1	19
1291-1300	5	1	5	6	1	18
1301-10	8	3	12	7	5	35
1311-20	7	1	2	7	2	19
計	60	10	30	38	17	155

\* R.Avi-Yonah, ibid., p.56

N.B. : 高位役職者 (High Ordinal) は、修道会内での高い地位・役職 (管区長, 総会長) を示す。

この統計結果は、次の事実を明らかにしてくれる。

第一に、大学で実際の教授活動にあたった修道士マギステルの割合は、在俗僧のそれに比し低い。すなわち全体の39% (60/155名) にすぎない。それに対し、44%の者 (68/155名) が、修道会内部あるいは外部で高位の役職に就いている。

第二に、1270年代以前は教師であった修道士の割合は高く、対して他の職に就く者は少なかった。しかし、それ以後逆の現象がみられる。この点在俗マギステルの場合と対照的である。これは、修道会の方針の結果である。というのも、会の草創期にあたったドミニコ会やフランシスコ会においては、若い有能な会士たちをパリーに派遣し、神学を修学させたのち教師職に就かせ後継者の教育に当たらせるとともに、また在俗の学徒から新たな修道士を補充するためには、教授活動に力を入れざるを得なかったからである。

第三に、1240年代以降の高位聖職に向う傾向については、諸教皇の修道会とりわけ托鉢修道会に対する方針の変化があった。教皇アレキサンデル四世 (位1254-61) 等の修道会に対する個人的好意による修道士マギステルの高位聖職叙任もあったが、教皇ボニファチウス八世 (位1294-1303) 以後

の彼らの叙任数の著しい増加は、当時台頭しつつあった国家君主体制に対する教皇君主制の支持者を彼らに求めた結果である。

第四に、1270年代以降のもう一つの興味ある現象は、この時期以後高位役職 (High Ordinal) に就くマギステルが増加している点である。60年代の無から70, 80, 90年代の五名を経て1301~10年には12名に増えている。この変化は各修道会の発展・組織化と関連があった。神学マギステルを単に教授活動専任者としてとらえるのではなく管区長や総会長に就任するための前提経歴として捉えるようになったからである。例えば、ドミニコ会のブザンソンのエティエンヌは、1286年~88年パリの現任教師であったが、1292年に第八代総会長に選出されている。同様に、フランシスコ会では、1284~85年にパリの現任教師であったと考えられる Arletto da Prato (1285-86) が第十三代総会長に就任している。以上、修道会の高位役職への昇任のために大学での「教育」が重視されることになったことを証しするものである。

最後に、在俗僧・修道会士マギステルのいずれもが、大学以外の職に就かない時期があったが (1251年~1270年)、これは大学団の自治や思想的立場をめぐる鋭い対立の結果であったことも指摘しておきたい。

### III 諸教皇の大学政策と神学マギステルの社会的経歴

#### [ 1 ]

ここでは、諸教皇による在俗僧及び修道会神学マギステルたちの高位聖職への叙任とその政策的意味の問題を検討したい。

図表IIIは各教皇による上記マギステルたちの高位聖職への叙任の数を見たものである。

図表III <教皇による高位聖職への神学マギステル達の叙任>

教 皇	在任期間	在俗僧マギステル	修道士マギステル
Innocentius III	1198-1216	{ 4 } + 1	—
Honorius III	1216-1227	4	—
Gregorius IX	1227-1241	{ 4 } + 5	0
Innocentius IV	1243-1254	{ 3 } + 2	{ 1 }
Alexander IV	1254-1261	0	1
Urbanus IV	1261-1264	1	{ 1 }
Clemens IV	1265-1268	1	{ 2 } + 1
Gregorius X	1271-1276	0	2
Nicolaus III	1277-1280	{ 1 }	{ 1 } + 1
Martinus IV	1281-1285	{ 1 }	{ 1 } + 1
Honorius IV	1285-1287	0	0
Nicolaus IV	1288-1292	0	{ 2 } + 1
Coelestinus V	1294-1294	{ 1 }	0
Bonifatius VIII	1294-1303	{ 1 } + 1	{ 5 } + 7
Benedictus XI	1303-1304	0	1
Clemens V	1305-1314	0	{ 1 } + 2
Johannes XXII	1316-1334	1	{ 4 } + 10

[ ]内の数は、各教皇による叙任が明確である人数を、またその他の数は、各教皇在位期間に叙任された人数を示す。  
\* P. Glorieux, Répertoire des Maîtres en Théologie de Paris au XIII<sup>e</sup> siècle, Paris, 1933-34, passim.  
N. B. 高位聖職として、ここでは枢機卿, 大司教, 司教, 大修道院長, 修道院長職以外に総大司教, 司教枢機卿, 司祭枢機卿, 名義枢機卿 (Cardinal-prêtre du titre) 職を含めた。

先ず、特徴的なことは教皇アレキサンデル四世(位1254-61)以前では、在俗マギステルが圧倒的に高位聖職に叙任されたのに対し、彼以後は修道士がむしろ叙任されるようになり、教皇ボニファチウス八世以降はその傾向が顕著である。

教皇アレキサンデル四世は、在俗僧と修道士が「団体」の独占権—教師職の数と教師の新規加入—をめぐって対立した折、教書「生命の樹の如く(Quasi lignum Vitæ)」により托鉢修道会に有利な決定を行なった<sup>24)</sup>。即ち、大学団のドミニコ会ドクターの除名は無効とされ、パリのカンケラリウスは、何人であれ試験により適格と認められた人には教授免許を授与するよう命じられた。これは、修道会士たちが積極的に教授免許を申請しようとしなかっただけに彼らを利することになった。このような在俗僧の高位聖職叙任の急激な落ち込みは、彼の修道会への個人的好意による部分もあるが、彼以後の教皇たちによってもこの叙任の形態が堅持されているのを見る時、他にその要因をみなければならぬであろう。教皇アレキサンデル四世は、彼以前の伯父グレゴリウス九世、大伯父であったインノケンチウス三世の方針から明らかに離脱し、新しい方向をとり始めたといえる。

しかしながら、その前兆は既に教皇グレゴリウス九世の神学部観にみられる。すなわち彼は、神学部を高位聖職者の養成機関としてではなく、キリスト教の教義を擁護し、展開させる機関と見做し、特にその責務を在俗僧に委ねようとしたのである。この結果、在俗マギステルで実際の教授活動に関わる人たちが増加したことは既にみたところである。

そして、他は、このことが在俗マギステルの叙任の減少の最も基本的理由であるが、彼らの「質」の低下である<sup>25)</sup>。1230年頃から始まる在俗僧マギステルが著わす著作数の急激な減少がその証左である。聖書釈義学者ステファン・ラントン(1228年没)やオーセールのギョーム(1231年没)といった初期の在俗マギステルたちは重要な著作を残したが、以後のマギステルたちの著作数は急激に減少してゆく。

第二に、有能な若者が高位聖職に叙任される機会が限られたものであることを知り、長く骨の折れる神学マギステルを目指さなくなったことが、その理由として挙げられる。より正確には、教養諸科の課程に有能な学徒が止まったことが考えられる。1230年以後神学マギステルに達することなく、また神学の課程に入ることさえせずパリで教えていた著名な教養諸科マギステルを挙げることができる。例えば、ブラバンのスィジェ(1281年頃没)やダキアのポエティウスたち。その原因として、1231年教皇グレゴリウス九世が、世俗的哲学が純粋な神学を「冒瀆している」のを危惧し、自然哲学・形而上学の研究をそれまで禁止されていた学芸学部で認めたことにより、教養諸科の学が極めて興味深いものとなり、多くの才能ある若者を引き付け、純粋神学の課程に入るよりもそこに止まることを選択させた。これ以降、パリの神学部はますます全キリスト教会のために真実の教義を定義づける責任者としての役割を負わされていくことになる<sup>26)</sup>。

ところで、修道士マギステルの高位聖職への叙任の確とした流れが、教皇ボニファチウス八世をもって始まることは既に指摘した(計12名を叙任)。この教皇の姿勢は、当時形成過程にあった国家君主制に対抗すべく国際的性格を有する修道会に依存しようとした教皇庁の意識的政策の結果であると考えられる。1290年教皇特使であったベネデット・カエターニ(後の教皇ボニファチウス八世)が、修道士の特権に関して主張した以下の考えはこのことを部分的に示唆するものであろう。「余は

まことに汝等に告げる。ローマの法廷はその特権を廃止するぐらいなら、パリ大学を破壊するであろう。それというのも、修道士たちの行為と教えは多くの魂を救っているが故に、彼らに賦与された特権はいつまでも彼らのもとにとどめおかれるであろう。」<sup>27)</sup>

最後に、高位聖職叙任をめぐる修道士と在俗僧との競合関係については、直接的関連はみられない。何故なら、1230年代以降の在俗僧の叙任数の減少の後しばらくの期間において、即ち1280年代以降修道士たちは叙任され始めているのであるから。しかしながら、間接的競合関係は認められる。先にみたように叙任が「能力」に基づいて行なわれるようになると、有能な学徒を引き付けつつあった托鉢修道会が、やがて高位聖職に就くべき人を養成しつつあったことも事実である。ただ修道会はこの間、高位聖職へ会士を送り出す余裕も考えも未だなく、大学を修道会のストゥディウムの教師養成所と見做し続けていた。

## 〔2〕

十二世紀末から十三世紀初頭にかけて、パリの「神学マギステル」がすでに教会での高い地位を約束するものであったことは、ボールドウィンの研究も明らかにしている（図表IV参照）<sup>29)</sup>。

表IV <パリ大学におけるマギステル達の現任教師後の経歴, 1179-1215年>

	教養諸科	法 学	医 学	神 学	計
枢機卿	—	—	—	4〔4〕	4〔4〕
大司教	—	—	—	4〔2〕	4〔2〕
司教	2	2〔2〕	—	1	5〔2〕
大修道院長及び修道院長	2	1〔1〕	—	2〔1〕	5〔2〕
聖堂参事会長或いは聖歌隊長	1	2〔2〕	—	1〔1〕	4〔3〕
大助祭	—	1	—	—	1
Official (司教区裁判所宗教判事)	1	2〔1〕	—	1〔1〕	4〔2〕
カンケラリウス	—	—	—	5〔4〕	5〔4〕
有祿参事会員	1〔1〕	—	1〔1〕	1〔1〕	3〔3〕
修道士	1〔1〕	1〔1〕	—	2〔2〕	4〔4〕
不明	3	1〔1〕	1〔1〕	3〔3〕	8〔5〕
計	11〔2〕	10〔8〕	2〔2〕	24〔19〕	47〔31〕

〔 〕内の数は、著作を残しているマギステルを示す。

\*J. W. Baldwin, "Masters at Paris from 1179 to 1215: A Social Perspective"

in R. L. Benson and G. Constable (ed.), *Renaissance and Renewal in the Twelfth Century*, Oxford. 1982. p.152

以下ここでは、そのような高位聖職へのマギステルたちの登用ではなく、その下位段階の司教座の組織に「マギステル」がどのように登場してくるのかを検討する。

一般にフランスの司教権は、「叙任権闘争」終結後、十二世紀の過程で拡大・強化され、十三世紀の段階で安定的な状態に到達したといわれる<sup>30)</sup>。その司教権の確立過程は、当然のことながら権力行使を支える管理機構の整備を伴う。司教の下には概ね三つのカテゴリーの従属的な役人・下僚集団が形成されていったといわれる。即ち、① 聖職者集団としての聖堂参事会員たち ② 世俗の役

人層 ③ 封建的家士層 がそれである。

こうした集団のなかで①の中に、マギステルの称号をもった人たちが登場してくるのは十二世紀末から十三世紀初頭にかけてである。というのも、この時期の司教や参事会文書に必ずと言ってよいほど証人として下署名しているからである。

例えば、フランスの重要なレガリア司教座だったランでは、1155年から1318年にかけて691名の聖堂参事会員が確認されるが、そのうち198名(28.7%)がマギステルの称号を有している。しかも時期を追うにつれて称号を持つ者の割合が増えている。また、注目すべきは、参事会の顕職者である聖堂参事会長([12]/22名)、大助祭([13]/24名)、聖歌隊長([2]/13名)、財務長([3]/10名)〈[ ]内数はマギステル称号保有者〉、の中に総計で半数近いマギステルの称号を有している者がいる点である<sup>31)</sup>。また、ボヴェ司教座では、1072年から1304年の間、聖堂参事会の高位役職(聖堂参事会長、大助祭、聖歌隊長、財務長、副聖歌隊長、カンケラリウス)に就いた者の内半数がマギステルであった([49]/95名=51.6%)<sup>32)</sup>。こうした状況は、トゥルネの聖堂参事会においてもみられる。1330年から1340年の間、72名の参事会員のうち46名は、少なくとも教養諸科のマギステル学位を取得している。彼らの赴いた大学としては、パリ(25例)、オルレアン(15例)、教皇庁の大学、ポローニャ、モンペリエの各大学(5, 6例)が資料から窺える。トゥルネの参事会員の半数あるいは彼らの全体の1/3が参事会員に任じられる前に既に教養諸科マギステルであったことを考慮する時、十四世紀前半期、学位は司教座のレヴェルでも高位の役職に就くのに有利であったことが理解できる<sup>33)</sup>。

ところで、司教権力の中核をなすのは裁判権であると言われる。この司教固有の裁判権としての宗教裁判権の拡大・強化に伴い専ら宗教裁判を取り扱う部局として宗教裁判所が設けられると、法律の学問的訓練を受けた役職たる宗教判事職が置かれることとなった。

この職の出現は、「司教座への宗教裁判権の集積、司教座の管理組織の整備、司教座のローマ教皇庁への系列化の進展の重要な一面」を表わしており、ローマ法の復活に伴う専門の法曹家・法実務家の配置の必要性の認識によっていたと言われる<sup>34)</sup>。宗教判事は、司教の下で司教区の法律文書の作成等、法律業務に当たった<sup>35)</sup>。

フランスでは、この宗教判事は1180年先ずボヴェに現われ、その後短期間のうちに各司教座に設けられた<sup>36)</sup>。この職についてのがmagister officialisと呼ばれた人たちであった。しかし、彼らがどこで、どのような学を修めたのかについては不明である。司教座の行政機構の整備の過程と大学教育との関わり観点から今後詳細に検討されなければならない課題である。

#### IV むすびにかえて

以上本稿においては十二世紀末から十四世紀初頭にかけて、パリ大学の神学マギステルたちの現任教員職後の社会的経歴実態とその意味を検討してきた。この課題を先にも述べたように、大学以後の方向から明らかにしようとした。

これまで論じたことを要約すれば以下のようなようになるであろう。

第一に、パリ大学が組織された初期の三十年間において、在俗マギステルは、比較的多数高位聖職に叙任されたが1231-40年以降この傾向は、不意に途絶える。それと対照的に教授職に止まったマギステルの相対数の増加がみられる。

その理由は多様で、大学、教会、教皇庁といった各々の立場に関わって説明される。一つには、この時期以降の在俗マギステルの高位聖職叙任の激減は、単に彼らがそうした職を得ることができなくなったというよりも、高位聖職叙任拒否の諸例に見られるように、彼らのキリスト教世界全体のための正統教義擁護という自覚の深まりと捉えることができる。他方、それはまた教皇グレオリウス九世をはじめとする諸教皇のパリ大学神学部への認識でもあり、延いてはその姿勢が神学部の教授職の威信を高める結果となり、在俗マギステルたちを教授職に止めることになった。先の高位聖職叙任拒否の数例がすべて教皇グレゴリウス九世の教書「諸学の父」(1231年)の発布以後のことであったことを考え併せる時、そのように理解される。1231年は在俗マギステルたちの高位聖職叙任の減少の始を告げる一つの出来事であった。

次に、在俗マギステルの高位聖職叙任の減少は、1229年以降神学部に講座を得て教授職に正式に登場してくる修道士神学マギステルとの間接的競合関係の結果でもあった。即ち、高位聖職への叙任が「能力」という基準によって行なわれるようになると、1250年以降有能な学徒を吸収しつつあった修道会のメンバーが在俗マギステルに代わって叙任される可能性を潜在させることになった。また、1230年頃より在俗マギステルの著作の数が減少してくるが、このことは彼らの学識の「質」の低下を示唆するものであり、その結果として叙任されなくなった。

第二に、修道士マギステルたちは、初期の段階では大学を修道会のストディウム(studium)の教師養成の場と考え、高位聖職に向わず教授職を目指した。1250年代から1270年にかけての在俗僧と修道士との大学の自治や教会学的概念と托鉢修道士の道徳的概念をめぐる鋭い対立は、両者から高位聖職叙任を遠ざけた。

1270年代以降教授職を経ての修道会の高位役職(管区長、総会長)就任が、修道会内での一つの経歴上昇の過程になる。これは、制度化を遂げつつあった修道会との関連で捉えることができる。また、1280年以降、彼らは教皇庁の対国家君主政策の結果として高位聖職に多数叙任され始める。

第三に、諸教皇は、「大離散」(1229-31)以降、神学部を「キリスト教の知識の基本を定義づけ、展開するセンター」と見做し、在俗マギステルを高位聖職に徐々に登用しなくなる。教皇ボニファチウス八世以降、教皇の強力な支持者であった修道士マギステルが、国家君主制の台頭に抗すべく積極的に高位聖職に叙任され始める。

検討の対象とした神学マギステルたちの社会的経歴を概括的にみるならば、彼らの3/4(222/286名)が高い威信をもった教授職及び高位の聖職・役職に就き当時のキリスト教世界の精神的指導者、また行政官として社会的に重要な職責を負ったことには間違いない。

ところで、これまで検討してきた神学マギステルたちの経歴の範囲は限られている。大学の教授職、教会での役職に限定されてしまった。資料的制約からそうならざるを得なかったが、既に少し触れたように範囲を拡げて「マギステル」全てを対象とするならば、もっと異なった社会的経歴が現われてくるであろう。国家あるいは国王行政機構へのマギステルたちの登用がその主要かつ重要

な領域となろう。

例えば、フランスの国家行政機構にマギステルたちが登場してくるのは、ルイ七世治世期（位1137-80）に2, 3名, フィリップ・オーギュスト治世期（位1180-1223）に12名にすぎず, これは同時期のイギリス国王によるマギステルの国家行政機構への登用者数と比較し約1/2といわれる。この差異は, もっぱら両国の行政機構の発展の遅速からくるものである。フランスの国家行政機構にイギリスと同程度のマギステルたちがみられるようになるには, ルイ九世(位1226-70), フィリップ四世(位1285-1314)の治世期を待たなければならなかった。後者は, 特に国王中央集権体制を創出するために大学出身の法律顧問(légistes)と呼ばれる人たちを側近者として意識的に登用した。彼の治世期, ラングドックの国王裁判官のうち95%が教授, 法律学者, マギステルといったアカデミックな称号を有していた<sup>37)</sup>。

他方, 教皇庁とりわけアヴィニヨンの諸教皇も, 教皇君主制を発達させ中央集権的な行政機構を創りあげるために有能な法学者を必要としそのために法学部の創設に熱心であった<sup>38)</sup>。

十四世紀に法学部は, 数・質の両面から飛躍的發展をみるが, それは国家及び教会双方からの要請の結果である。彼らこそ当時の社会が求める人であり, 社会と大学とをより緊密に結びつける紐帯たるべき存在であった。この法学部のマギステル(ドクトル, ドミヌス)たちの社会的経歴の課題は神学マギステル以上に重要な問題をはらんでいると考えられる。この課題については, 他日稿を改めて論じてみたい。

## 註

- 1) 田中峰雄「中世パリ大学における学位取得状況」『史林』67巻, 4号, 1984年, 123頁。
- 2) J. Verger, *Prosopographie et cursus universitaire: Medieval lives and the Historian*, Kalamazoo, 1986, p. 313
- 3) P. Glorieux, *La Faculté des Arts et ses Maîtres au XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1971  
P. Glorieux, *Répertoire des Maîtres en Théologie de Paris au XIII<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1933-34, 2 vols.  
M. -D. Chenu, "Maîtres et Bacheliers de l' Université de Paris v. 1240": *Etudes d'histoire littéraire et doctrinale du XIII<sup>e</sup> siècle*, Ottawa, 1932 pp. 11-39. -シュニユは, Bibi, Nat. lat. 15652を手がかりに, 1240-45年頃パリ大学で教授活動をしていたマギステルやバカラリウスたちについて詳細に検討している。
- 4) V. Doucet, "Maîtres Franciscains de Paris": *Archivum Franciscanum*, 28 (1934), pp. 531-564.
- 5) J. W. Baldwin, "Masters at Paris 1179 to 1215: A Social Perspective": R. L. Benson and G. Constable (ed), *Renaissance and Renewal in the Twelfth Century*, Oxford, 1982, p. 164.
- 6) 横尾壮英『大学都市への旅』リクルート出版, 1985年, 181頁。
- 7) H. Denifle et Chatelain (éd.), *Chartularium Universitatis Parisiensis*, 4 vols, 1889-1897, t. I,

no. 20 (以下CUPと略記) .

- 8) H. ラシュドール著 横尾壮英訳『大学の起源 (上)』東洋館出版, 1966年, 181頁。
- 9) Monika Asztalos, "Faculty of Theology": H. R. -Symoens (ed), *A History of University in Europe*, vol. I, Cambridge, 1991, p. 419.
- 神学バカラリウスの修学期間について, 1335年では在俗僧, 修道士各々16年, 13年となっており, 1339年には各々14年, 12年となっていた。
- 上記1335年のパリで神学バカラリウスに必要とされた期間について, 「何人も七年間同所で勉学を為していなければ聖書の講義を行なうことはできない。また, もし同所で十年間学んでいなければ『命題集』を講読することも認められない。」と記されている。(CUP, t.I, no.992)
- 10) W. J. Courtenay, *Teaching Careers at the University of Paris in the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, Indiana, 1988, p. 15, fn. 15.
- 11) W. J. Courtenay, *ibid.*, p.13.
- 12) J.ヴェルジェ著 大高順雄訳『中世の大学』みすず書房, 1979年, 86頁。
- 13) W. J. Courtenay, *ibid.*, p. 26.
- 14) CUP, t.I, no. 200.
- 15) CUP, t.I, no. 5.
- 16) W. J. Courtenay, *ibid.*, pp. 27-28.
- 17) W. J. Courtenay, *ibid.*, p. 29.
- 18) W. J. Courtenay, *ibid.*, pp. 29-30.
- 19) W. J. Courtenay, *ibid.*, p. 32.
- 20) Reuven Avi-Yonah, "Career Trends of Parisian Masters of Theology, 1200-1320",; *History of Universities*, vol. VI (1986-87), Oxford, pp. 47-64.
- 以下の論述は, この論文に依拠する点が多かった。
- 21) R. Avi-Yonah, *ibid.*, pp. 48-52.
- 22) CUP, t. I, no. 230.
- 23) G. Leff, *Paris and Oxford Universities in the Thirteenth and Fourteenth Centuries*, London, 1968, pp. 34-47.
- Y. Congar, "Aspects ecclésiologiques de la querelle entre mendiants et séculiers dans la seconde moitié du XIII<sup>e</sup> siècle et le début du XIV<sup>e</sup>",; *Archives d'histoire doctrinale et Littéraire du Moyen Age*, 28 (1961), pp. 35-151.
- コンガールは, 托鉢修道会士と在俗僧との教会学的概念をめぐる論争を以下の五段階に時期区分し, 主な争点を整理している。第一段階 1252-55年, 第二段階 1254-55年, 第三段階 1268-1271年, 第四段階 1282-90年, 第五段階 1304-21年。44-52頁。
- 24) CUP, t. I, no. 247.
- 25) R. Avi-Yonah, *ibid.*, pp. 54-55.
- 26) M. Asztalos, *ibid.*, p. 413.



- 27) P. Glorieux, "Prélats Français religieux mendiants, autour de la bulle: 《Ad Fructus uberes》"; *Revue d'histoire de l'Église de France*, 11 (1925), p. 494.
- 28) R. Avi-Yonah, *ibid.*, p. 57
- 29) J. W. Baldwin, "Masters at Paris...", p. 152.
- 30) 渡辺節夫『フランス中世政治権力構造の研究』東大出版会, 1992年, 304頁。
- 31) F. Picó, "Changements dans la composition du chapitre cathédral de Laon, 1155-1318"; *Revue d'histoire ecclésiastique*, 71 (1976), p. 81.
- 32) L. Génicot, "Aristocratie et dignités ecclésiastiques en Picardie aux XII<sup>e</sup> et XIII<sup>e</sup> siècles"; *Revue d'histoire ecclésiastique*, 67 (1972), p. 440.
- 33) J. Pycke, "Les Chanoines de Tournai aux Études, 1330-1340"; *The Universities in the Late Middle Ages*, J. Ijsewijn and J. Paquet (ed.), Leuven, 1978, pp. 601-2.
- 34) 渡辺節夫, 前掲書, 306頁。
- 35) J. W. Baldwin, "'Studium et Regnum': The Penetration of University Personnel into French and English Administration at the turn of the twelfth and thirteenth centuries,"; *Revue des Études Islamiques*, 44 (1976), pp. 203.
- 36) J. W. Baldwin, "'Studium et Regnum'", p. 212. 「司教座行政機構におけるマギステルたち, 1180-1223」を参照。
- 37) J. R. Strayer, *Les gens de justice du Languedoc sous Philippe le Bel*, Toulouse, 1970, p. 27.
- 38) Ch. E. Delaruelle, "La Politique universitaire des papes d'Avignon": *Studia Arbornotiana*, Everio Verdera y Tuelis (dir. ), Bologna, 1972, pp.8-39.

## POSSIBILITÉS DE CARRIÈRE DES MAÎTRES EN THÉOLOGIE DE PARIS, 1179-1320

MATUURA Masahiro\*

Cet article se propose de saisir les rapports entre les universités et la société du temps de trois points de vue suivants.

D'abord, du point de vue de l'Eglise; quel rôle les théologiens de Paris ont-t-ils joué dans l'Eglise de la fin de XII<sup>e</sup> au début de XIV<sup>e</sup> siècle ?

Puis, du point de vue de la politique universitaire de la papauté; qu'est-ce que les papes ont attendu de la faculté de théologie, du moins de celle de Paris ?

Enfin, du point de vue de la formation d'autorités ecclésiastiques locales: dans quelle proportion les gradués (magistri) ont-ils été employé comme dignitaires et comme grands officiers ?

Au cours de ces trentes premières années où l'Université de Paris s'est organisée, on a nommé un grand nombre de maîtres séculiers aux postes de prélats. Cependant, cette tendance a brusquement cessé à partir de 1231-40. Au contraire on trouve depuis lors beaucoup de maîtres séculiers qui restent dans la carrière universitaire.

Le résultat est que la papauté commença à considérer la faculté de théologie de Paris comme une autorité en matière de foi pour toute la chrétienté. En outre, ce déclin de la nomination à la prélature fut en rapport indirect avec l'entrée des frères mendiants dans l'Université de Paris depuis 1229.

A la première étape de la formation des nouveaux ordres mendiants (dominicains, franciscains), les maîtres réguliers s'orientaient vers la carrière universitaire pour devenir les enseignants de leurs *studia*. Ils faisaient une carrière supérieure (provincialis et magister-generalis) dans leurs ordres à cause de l'institutionnalisation des ordres.

Les cités épiscopales étaient également des centres d'attraction pour les clers gradués. Ces gradués étaient, dans leur grande majorité, des juristes (officialis).

C'est évidemment dans les nouveaux ordres mendiants que les papes du XIII<sup>e</sup> siècle ont trouvé, à partir des années 1220, leur plus ferme soutien. Alexandre IV montra par la bulle *Quasi lignum Vitae* (1255) qu'il prenait fait et cause pour les mendiants et avait un motif personnel pour ne pas nommer les maîtres séculiers à la prélature. C'est à partir de Boniface VIII que les papes ont nommé à ce poste beaucoup de maîtres réguliers, tandis que la monarchie nationale gagnait de l'influence.

---

\* Associate Professor, Hiroshima Jogakuin College (Affiliated Researcher, R.I.H.E.)